

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	41 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	42 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	29 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年12月まで

申立期間当時、私は個人事業所に勤務していた。店は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったために、国民年金に加入しないといけないと思い、昭和44年2月ごろ、自分の意思でA区役所において国民年金の加入手続を行った。

時期は覚えていないが、毎月初旬に保険料を支払っていた。今は、所持していた国民年金手帳は紛失して持っていない。

申立期間直前の昭和44年2月及び同年3月の保険料納付の記録が、昨年納付済みと記録回復したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号が昭和44年9月22日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できることから、このころに加入手続を行ったと推定され、申立内容とは若干の時期の違いがあるものの、申立人は国民年金加入の意思をもって手続を行ったものと考えられる。

また、加入手続時点において、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間直前の昭和44年2月及び同年3月の保険料を同年12月に過年度納付していることが特殊台帳の記録から確認でき、国民年金加入手続を行い、過年度納付の手続を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料を納付

しなかったとみるのは不自然である。

さらに、申立期間直前の昭和 44 年 2 月及び同年 3 月の保険料納付の記録について、平成 21 年 7 月に未納から納付済みに訂正されており、申立期間の保険料収納事務及び記録管理に事務的過誤があった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの期間並びに57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年6月まで  
② 昭和57年2月及び同年3月

昭和48年に国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の保険料を納付していた。一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたが、昭和54年4月から同年6月までの保険料は夫婦共に未納の記録になっている。昭和57年2月及び同年3月の夫の納付記録は、納付済みになっているにもかかわらず、私の記録は未納の記録とされている。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料を夫婦共に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、オンライン記録より申立期間①及び②を除き国民年金加入期間の保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①直前の昭和54年1月から同年3月までの保険料を、未納に対する昭和54年度催告が行われる前の昭和54年5月に過年度納付していることが特殊台帳より確認できることから納付意識の高さがうかがえ、昭和55年度催告を行ったことが確認できる申立期間①の保険料についても、過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①前後には生活状況等に特段の変化は見られなかったことから、申立期間の保険料を納付できない特段の理由も見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の納付状況をみると、オンライン記録より申立期間②は納付の記録

となっている。

そのほか、申立期間①及び②はいずれも3か月及び2か月と短期間であり、申立人の納付意識の高さに鑑<sup>かんが</sup>みると、申立期間①及び②の保険料を納付していたものとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から51年3月まで  
: ② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、加入時期は忘れてしまったが、20歳代後半ごろ、市からはがきが来たのであわてて妻にA市のB出張所へ行ってもらい、夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、既に経過していた加入期間については夫婦共に分割して納付し、それ以後は継続して夫婦二人分の保険料を妻に納めてもらっていた。それなのに申立期間が未納とされているのはおかしい。

妻にすべて任せていたので、金額、納付場所及び何回に分割して納付したのかは分からないが、一括で納付する場合、夫婦二人分で7万円ぐらいかかると妻に役場で聞いてもらった記憶がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入時以前の保険料を分割して納付し、加入以後は、定期的に妻に夫婦二人分の保険料を納付してもらっていたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の加入手続時期についてみると、A市において昭和51年9月16日に職権で市の被保険者名簿が作成されていることが確認できる。この点については、加入手続後に記載される国民年金手帳記号番号払出簿の処理日が同年9月20日である状況と整合している。この場合、加入時点では、申立期間の保険料のうち、49年6月以前の期間は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、遅くとも同年6月までに納付を開始したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の加入手続当時は、特例納付が実施されている期間に該当

せず、仮に申立人夫婦が加入手続以降に実施された第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）で納めた場合、夫婦合計で100万円を超え、申立人が主張する7万円の金額とは大幅に相違する。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人夫婦の記録をみると、ともに昭和51年9月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、申立期間直前の3期分については現年度納付がなされており、特殊台帳に催告された形跡はうかがえず、申立人夫婦の生活状況においても住所変更等の変化は無かったことから、申立期間も同様に現年度納付しているものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から51年3月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、加入時期は忘れてしまったが、夫が20歳代後半ごろ、市からはがきが来たのであわててA市のB出張所へ行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続きをし、既に経過していた加入期間については夫婦共に分割して納付し、それ以後は継続して夫婦二人分の保険料を私が納めていた。それなのに申立期間が未納とされているのはおかしい。

金額、納付場所及び何回に分割して納付したのかははっきり覚えていないが、一括で納付する場合、夫婦二人分で7万円ぐらいかかると役場に聞いた記憶がある。加入以後は申請免除期間を除き、毎月集金人に納めたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入時以前の保険料を分割して納付し、加入以後は、定期的に夫婦二人分の保険料を納付してきたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の加入手続時期についてみると、A市において昭和51年9月16日に職権で市の被保険者名簿が作成されていることが確認できる。この点については、加入手続後に記載される国民年金手帳記号番号払出簿の処理日が同年9月20日である状況と整合している。この場合、加入時点では、申立期間の保険料のうち、49年6月以前の期間は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、遅くとも申立人の夫が同年6月までに納付を開始したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の加入手続当時は、特例納付が実施されている期間に該当せず、仮に申立人夫婦が加入手続以降に実施された第3回特例納付（昭和53年7月から55年6月まで実施）で納めた場合、夫婦合計で100万円を超え、申立人が主張する7万円の金額とは大幅に相違する。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別姓を含む別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人夫婦の記録をみると、ともに昭和51年9月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、申立期間直前の3期分については現年度納付がなされており、特殊台帳に催告された形跡はうかがえず、申立人夫婦の生活状況においても住所変更等の変化は無かったことから、申立期間も同様に現年度納付しているものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から同年11月まで

私は、ねんきん特別便で、夫が昭和36年4月から37年11月までの期間が、私が同年7月から同年11月までの期間が未納であることを知り、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、私の36年4月から37年6月までの納付記録は、B市で兄が納付した記録であることが分かった。

国民年金の加入時期及び保険料の納付方法は分からないが、兄が、私の保険料を納付していることを聞いたことがあり、申立期間の保険料についても、納付してくれていると思うので、納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期についてみると、婚姻後のC市において、夫婦共に昭和36年3月31日に国民年金手帳記号番号の払い出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。

また、夫婦の納付記録をみると、国民年金手帳記号番号により、昭和37年12月から納付済みであることが特殊台帳の記録から確認でき、夫婦は同年12月からそろって現年度納付を開始したものと推定できる。

そこで、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人の婚姻前の住所地（B市）を管轄する社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したところ、申立人には、婚姻前の昭和35年12月15日に、別の手帳記号番号（以下「手番A」という。）が払い出されていたことが同払出簿から確認できる。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間以前の15か月の保険料は、この手番Aにより、納付済みの記録となっていることが特殊台帳により確認できることから、申立人の兄が納付したものと推定できる。

さらに、この手番Aは、昭和45年10月20日にD社会保険事務所（当時）に移管されるまで、B市を管轄する社会保険事務所で管理されていたことが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できることから、申立期間についても、以前の期間と同様、申立人の兄により納付されていた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

昭和36年ごろ町内の人との会話で、その人が国民年金に加入していることを知って私も加入しようという気になった。加入手続の具体的な状況については今では覚えていないが、加入後は恐らく町内会又は農協の集金人に欠かさず定期的に保険料を納付していたと思う。

国民年金手帳では昭和38年1月からの加入となっており、社会保険庁(当時)の記録では申立期間の保険料が未納と記録されているが、加入当時のA市の納付組合の保険料袋が残っており、それには36年4月から37年9月までの受領印が押されているので、その期間については保険料を納付していたのではないと思われる。これについて、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間372か月の保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立人の資格記録をみると、昭和38年1月10日付け任意加入により、初めて資格を取得していることがオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

しかしながら、申立人は、市が納付組合による現年度保険料収納の際に使用するため作成した「国民年金保険料袋」を所持しており、これには、国民年金手帳記号番号の記載が無いものの、申立期間について、納付組合が保険料を受領したことを表す、受領印が押されている。

また、当該保険料袋は、外見の経年劣化から判断して、当時作成されたものと推定できるとともに、加筆修正の形跡も見られず、申立人の氏名、住所が正確に記載されている。

さらに、申立人には、この間の保険料について、返金を受けた記憶は無く、当該保険料袋からもその形跡はうかがえない。

加えて、申立期間当時は、国民年金制度発足間もない時期であり、納付組合は、保険料収納のみならず、地域住民に対して加入勧奨も併せて行っていたものと考えられる。

これらのことを踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑<sup>かんが</sup>みると、申立人は、国民年金制度発足当初に、資格の取得を前提として、申立期間の保険料を納付組合を通じて納付したものの、何らかの過誤が介在し、未加入（未納）の記録となったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年3月まで

私は、妊娠のため昭和45年5月に会社を退職後、会社から厚生年金保険被保険者証が送られて来たので、それを持ってすぐに区役所へ出向き、国民年金の加入手続を行った。

加入後は、自宅に来る集金人に保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立人が会社を退職した翌月の昭和45年6月ごろに加入手続が行われたものと推定され、適切に厚生年金保険から国民年金に切り替えていることがうかがえる上、その時点において、申立期間の保険料は、集金人に納付が可能であった現年度保険料である。

また、申立期間は10か月と短期間である上、申立期間後の昭和46年4月から、申立人が61年2月に再就職するまでの約15年間にわたり、保険料をすべて納付し、その後の国民年金被保険者期間においても、60歳期間満了まで保険料の未納が無いことなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

妻が、平成6年6月に婚姻届提出のために区役所へ行ったことがきっかけで、私の国民年金の加入を勧められて加入したところ、後日、1年分と2年分の納付書2枚が送付されてきた。

私は、加入した時点が35歳であり、60歳まで納付しても、ちょうど年金受給資格期間の25年であるため、夫婦で相談の上、余裕をもって1年分だけさかのぼって納付しようと、妻に申立期間の1年分の納付書と一緒に結婚祝金の中から10万円以上のお金を渡し、妻が近くの金融機関で保険料を納付してくれたのに、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況等から、結婚後の平成6年10月又は同年11月に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間の保険料は、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料である上、その保険料額は12万6,000円であり、申立人が結婚祝金の中から申立人の妻に渡したとする金額とおおむね一致する。

また、申立人及びその妻の納付記録をみると、すべて現年度で保険料を納付していることが確認できるところ、申立人は「国民年金保険料納付書在中」と記載された社会保険事務所(当時)の封筒(日付等は記載されていないが、三桁の郵便番号であるなど、申立期間当時のものと推測される。)を所持していることから、申立期間に係る過年度保険料納付書の存在をうかがわせる上、申立人の所持する平成7年度市民税・県民税特別徴収額通知書に記載された前年の社会保険料控除額は、申立期間の保険料並びに結婚後における妻の6年中の国民年金保険料及び同期間における国民健康保険料を合算した額とおおむね一

致している。

さらに、申立期間は1年と短期間である上、申立人は、申立期間後、現在まで保険料を完納するとともに、申立人の保険料を納付したとする妻は、結婚前に会社を退職した平成5年10月以降、現在まで保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、当時、週末以外は住み込みで働いていたため、同居の母が私の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、母が母子二人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に一緒に納付してくれていた。

申立期間は、母は納付済期間となっているが、そのころ私が毎月4万円を母に渡しており、母の性格からみても、母が自分の保険料だけ納付し、私の保険料を納付しないことなど考えられないので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和37年1月18日発行の国民年金手帳を見ると、申立期間直後の同年4月から同年9月までの保険料を、同年8月29日にまとめて納付していることが検認印の日付により確認でき、同じ日付の検認印で割り印の上、申立期間である昭和36年度の印紙検認台紙が白紙のまま切り取られていることから、この日に初めて集金人が訪れ、国民年金保険料の徴収が開始されたものと推定される。したがって、この時点において、申立期間の保険料は、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができない過年度保険料であったものと考えられる。

一方、申立人は、申立期間当時、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、母親の国民年金手帳記号番号は、申立人と同一日に連番で払い出されていることから、母親が母子二人分の保険料と一緒に納付する意思を有していたものと考えられ、申立期間について、母親は保険料を納付済みである。

また、申立期間は1年と短期間である上、申立人は、申立期間後から60歳

期間満了までの国民年金被保険者期間において未納が無く、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳期間満了まで保険料を完納していることなどを踏まえると、母親が申立期間の保険料を自身の保険料と一緒に過年度により納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

国民年金の加入については、夫の両親から強く勧められたので、20歳になった昭和43年ごろに自分自身でA市役所に出向き手続した。

申立期間の保険料については、結婚後、自宅兼仕事場に来ていた集金人に、私自身が毎回夫婦二人分の保険料を納付していた。

いつの時期かははっきりとは覚えていないが、集金人が来なくなってからは、役所から送付された納付書を持って金融機関等で納付していた。

夫婦二人分の保険料を毎回納付していたはずなのに、夫の保険料が納付済みで、私の分のみ未納であるのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和43年5月17日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、60歳到達時まで申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付済みであり、夫婦二人分の保険料を担っていたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間における夫の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間前後の保険料は現年度納付しており、納付意識の高い申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から41年3月まで  
② 昭和41年7月から同年9月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、区役所の職員が自宅にやってきて、国民の義務だから国民年金に加入しなさいと言われて、加入手続をした。

夫については既に加入手続を行っていたのか、その際一緒に行ったかどうかは、はっきり覚えていないが、私の加入手続後は、常に私が夫婦二人分の保険料を定期的に集金人に納付していた。

また、A市及びB市へ転居した際も必ず直ちに変更の手続を行い、同様に集金人に納付しており、申立期間の保険料のみ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市D区において、昭和41年4月5日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録をみると、国民年金手帳記号番号払出時点以降、申立期間②を除き、すべて納付済みである上、夫が厚生年金保険の被保険者となったことに伴う強制加入から任意加入への資格種別変更手続も適切に行うなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付しており、納付意識の高い申立人が、当該期間の保険料のみ集金人に納付しなかったとは考え難い。

加えて、C市D区及びA市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも昭和41年8月17日付けで、転出及び転入手続がなされている記録が確認でき、転居の際も必ず直ちに変更の手続を行い、国民年金保険料については、定期的に集金人に納付したとする陳述とも符合する。

一方、申立期間①の国民年金保険料については、仮に納付したとした場合、国民年金手帳記号番号払出時点からみて、昭和40年3月は過年度納付及び同年4月から41年3月までは集金人への一括納付が通例であるが、申立人は、加入手続後、集金人に定期的に保険料を納付していたとしており、特例納付を含め過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで  
③ 昭和47年4月から48年3月まで

昭和36年当時、夫の経営する店にA区役所の職員が来て、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、月額100円で夫が夫婦二人分の保険料を店で定期的に集金人に納付していた。

また、その際、黒色で丸型の領収印が押された茶色い年金手帳を見たことを記憶している。なお、申立期間③については、具体的なことまでは覚えていない。

しかし、国民年金加入手続後はすべて保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和36年ごろ、申立人が経営する店にA区役所の職員が来たので、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、いつも夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、いずれもB市A区において、昭和37年9月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号払出以降、申立期間②及び③を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の妻は、申立人が厚生年金保険被保険者となった以降も任意加入するなど申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料納付に係る申立人の妻の陳述は、当時の制度状況と符合している上、直前直後の保険料は納付済みとなっている。

加えて、特殊台帳を見ても、申立期間②及び③について、未納催告が行われた事跡は確認できない。

このほか、申立期間の前後を通じ、申立人夫婦の生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められ、納付意識の高い申立人夫婦が現年度納付可能な申立期間②及び③の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を、申立人が集金人へ納付したと陳述しているが、上記のとおり、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号はいずれも昭和37年9月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、当該期間の保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人に納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料納付には直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人は既に他界しているため、申立人の妻から申立期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで  
③ 昭和47年4月から48年3月まで

昭和36年当時、夫の経営する店にA区役所の職員が来て、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、月額100円で夫が夫婦二人分の保険料を店で定期的に集金人に納付していた。

また、その際、黒色で丸型の領収印が押された茶色い年金手帳を見たことを記憶している。しかし、申立期間③については、具体的なことまでは覚えていない。

国民年金加入手続後はすべて保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、申立人の夫が経営する店にA区役所の職員が来たので、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、いずれもB市A区において、昭和37年9月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号払出以降、申立期間②及び③を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人は、申立人の夫が

厚生年金保険被保険者となった以降も任意加入するなど申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料納付に係る申立人の陳述は、当時の制度状況と符合している上、直前直後の保険料は納付済みとなっている。

加えて、特殊台帳を見ても、申立期間②及び③について、未納催告が行われた事跡は確認できない。

このほか、申立期間の前後を通じ、申立人夫婦の生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められ、納付意識の高い申立人夫婦が現年度納付可能な申立期間②及び③の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を、申立人の夫が集金人へ納付したと陳述しているが、上記のとおり、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号はいずれも昭和37年9月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、当該期間の保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人に納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付には直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の夫は既に他界しているため、申立人から申立期間①の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 10 日から 42 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 4 月 25 日から 43 年 1 月 26 日まで  
③ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 4 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、昭和 38 年 3 月 26 日から 44 年 2 月 28 日まで勤務した 8 社のうち、3 社に係る厚生年金保険加入記録について脱退手当金支給済みとの回答があった。

脱退手当金は請求しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所である A 社における被保険者資格の喪失日から約 2 年 2 か月後の昭和 45 年 7 月 7 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前にある 4 回の被保険者期間及び脱退手当金の支給日直前である申立期間後の被保険者期間については、その計算の基礎に含まれておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人がこれら 5 回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、特に、申立期間と同一の記号番号で管理されていた B 社に係る被保険者期間が未支給期間として存在することは事務処理上も不自然である。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人の脱退手当金は旧姓で支給されたものと考えられるが、申立人は昭和 44 年 6 月 \* 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から9年4月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月1日から同年9月1日まで  
② 平成8年4月1日から9年4月30日まで

オンライン記録によると、私が事業主として経営していたA社における昭和53年1月から同年8月までの標準報酬月額が9万8,000円とされている。当時、私の報酬は、標準報酬月額の最高等級に該当し、報酬を下げた覚えも無い。申立期間に係る標準報酬月額を実際の報酬額に見合った額に訂正してほしい（申立期間①）。

私は、平成6年11月1日から9年4月30日までの期間、B社において、C職として月30万円の給与で勤務した。給与額は同社のオーナーが決めていた。オンライン記録によると、同社勤務期間のうち、8年4月から9年3月までの標準報酬月額が9万8,000円とされており、実際の給与支給額に比べて低すぎる。

会社は給与明細書を発行しておらず、その他に給与支給額及び保険料控除額を証明できる資料は無いが、申立期間における標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初20万円とされていたところ、平成9年1月8日付けで、8年4月に遡<sup>そきゅう</sup>及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。また、当該遡及訂正は、同年10月1日の定時決定を超えて行われているほか、新たに同年4月1日の月額変更が遡及して追加されており、不自然な処理が行

われていることが認められる。

また、オンライン記録によると、B社の従業員13人について、申立人と同時に標準報酬月額が9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の同僚から、「B社は、平成6年ごろから業績は下降気味で給与の支払日もばらばらであった」旨の陳述が得られた。

このほか、申立期間当時の申立人に係る標準報酬月額が、遡及訂正後の金額であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、B社に係る閉鎖商業登記簿によると、申立人は、平成6年9月19日に同社取締役就任し、9年9月12日に会社が吸収合併により解散するまで在任していることが確認できる。申立人は、「私は単なるC職の社員で、オーナーの指示で働いていた。取締役として登記されていることは今まで知らなかった。当時得意先に取締役であると名乗ったこともないし、管理職たる何らの権限も無かったので、会社が私に無断で登記したものと思われる」旨陳述している。また、当時の同僚から、「申立人はC職であった。B社の経営はオーナーが、事務は代表取締役で経理担当者であった者が一手に行っており、ほかの者が同社の経営判断及び事務に関与することは無かったので、申立人には標準報酬月額の変更処理を行う権限及び機会は無かったと思う」旨の陳述が得られた。

以上の事実を総合的に判断すると、平成9年1月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について、8年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円とすることが必要である。

申立期間①については、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、現存する閉鎖役員欄で確認できる昭和51年11月30日から平成6年9月16日までの間、同社の代表取締役に就任していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和49年12月27日から55年2月8日までの間、同社の被保険者は申立人一人のみとなっていることが確認できる。

さらに、当該名簿の被保険者数増減表をみると、被保険者が申立人一人のみとなっている間の昭和53年1月10日及び同年11月2日に月額変更届を受け付けた旨の記載がみられ、申立期間の始めと終わりの双方で事業所から申立人に係る標準報酬月額変更届が遅れることなく提出されていることが確認できる。唯一の被保険者であり、かつ代表取締役である申立人の関与なしに標準報酬月額の訂正処理が行われることは考え難い。

加えて、保険料控除についても、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年3月から17年3月までの期間については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年3月から17年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から17年4月21日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と異なっていた。申立期間当時の給与明細書等の一部を保管しており、保険料控除額も確認することができるので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び確定申告書控において確認できる報酬月額及び保険料控除額並びにB県C市発行の平成18年度市・県民税証明書の内容から判断して、平成13年3月から17年3月までの期間については、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、当該期間について、給与明細書等において確認で

きる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年2月については、同年2月の給与明細書記載の給与支給額は15万円で社会保険事務所における標準報酬月額の記録と一致していることから、標準報酬月額の記録訂正は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年11月から14年2月までの期間は26万円、15年4月から16年1月までの期間は28万円、同年2月から同年6月までの期間は24万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成13年11月から14年2月までの期間及び15年4月から16年6月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から16年7月21日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与より低額で記録されていることが分かった。給与支払明細書を見ると、総支給額から求められる標準報酬月額とは異なる標準報酬月額に相当する保険料が控除されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成13年11月から14年2月までの期間については26万円、15年4月から16年1月までの期間については28万円、同年2月から同年6月までの期間については24万円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務過誤があった旨回答している上、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年3月から13年10月までの期間及び14年3月から15年3月までの期間については、当該期間の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致又は低いことが分かる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年3月から13年10月までの期間及び14年3月から15年3月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月30日、18年8月31日、同年12月29日及び19年8月31日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月21日から19年10月まで  
② 平成17年12月30日  
③ 平成18年8月31日  
④ 平成18年12月29日  
⑤ 平成19年8月31日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間①の標準報酬月額が実際の給与額より低い額で記録されていることが分かった。

また、平成17年12月、18年8月、同年12月及び19年8月に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

申立期間当時の給与支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、適正な標準報酬月額に記録を訂正し、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準

賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年12月30日、18年8月31日、同年12月29日及び19年8月31日の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書及び預金通帳の記録から、申立人は、14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年10月から同年12月までの期間、17年3月から18年11月までの期間及び19年1月から同年10月までの期間については、当該期間の給与支払明細書の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額より低いことが確認できる。

また、平成17年1月、同年2月及び18年12月については、給与支払明細書等の関連資料が無いことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除額は確認できない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から44年5月1日まで

私は、A社へ昭和40年5月1日に入社し、45年8月25日に退職するまでB業務及びC業務に従事していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

同一事業所で勤務しながら厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月1日から45年8月25日まで継続してA社に勤務していたと申し立てているところ、同社提出の41年1月から45年8月までの給料支払帳を見ると、当該期間において同社に勤務し、申立期間のうち、44年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和44年3月の標準報酬月額については、上記給料支払帳の厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保

険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しなかったとは考え難いことから、事業主から申立人に係る資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年6月1日から44年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、A社提出の給料支払帳を見ると、当該期間のうち、40年12月から44年2月までの期間及び同年4月に係る厚生年金保険料については、給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の備考欄には資格の喪失に伴い昭和40年6月19日に健康保険証が返納されたことを示す証返の押印が確認できる上、同社提出の「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、申立人は44年5月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、A社の現在の社会保険事務担当者は、「当時の事務担当者は既に亡くなっているため詳細は不明であるが、社会保険事務所の記録どおりの申立人に係る資格の取得及び喪失の届出を行ったと考えられることから、廃棄済みのため給料支払帳によって証明できない昭和40年6月から同年11月までの期間についても給与から厚生年金保険料は源泉控除していないと思う」旨を陳述している。

加えて、当該給料支払帳を見ると、申立人以外にも申立期間当時の複数の従業員の給与からは厚生年金保険料が源泉控除されていないことが確認できることから、申立期間当時、A社では、厚生年金保険に加入させていない従業員がいたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和44年3月1日から同年4月1日までの期間を除き、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成12年8月16日）及び資格取得日（平成14年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月16日から14年5月1日まで

昭和51年3月にA社に入社後、平成3年6月から17年1月までB国にあった同社の子会社に在籍出向したが、B国での勤務期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。

申立期間も継続して同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人は、当初、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者として記録されていたが、平成14年8月12日付けで資格喪失日を12年8月16日として、<sup>そきゅう</sup>遡及した資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、当該遡及した資格喪失処理は、A社の回答及び同社が遡及した資格喪失届を届け出る際に社会保険事務所（当時）に提出した「遅延理由書」の記載から、社会保険事務所の指導によるものであったことが推認できる。

一方、海外勤務者の厚生年金保険加入要件について、社会保険庁（当時）は、「加入要件は『日本の適用事業所との使用関係が存続しているか否か』であるが、これを確認するための明示された基準は無く、指揮命令、業務報告、給与支払等の実態から総合的に判断する」としているところ、申立期間における申立人とA社の雇用関係についてみると、i) A社の労働者名簿により、申立人が申立期間も同社に在籍していることが確認できること、ii) 申立期間は申立人の退職金算定対象期間に含まれていること、iii) A社が、申立人が在籍出向

していたB国の会社は同社が100%出資する子会社であり、同社が指揮命令し業務報告も受けていた。また、申立人以外の従業員は現地採用した3人から4人であり、独立採算ではなく、同社から資金を送金していたとしていること等から、申立期間についても、申立人とA社の間には雇用関係が継続していたものとするのが相当である。

また、A社の労働者名簿から、申立人は平成3年6月から17年1月まで継続してB国の子会社へ在籍出向していることが確認できるが、申立期間を除いてはA社の厚生年金保険被保険者として記録されており、申立期間についてのみ厚生年金保険被保険者でなかったとしたことに合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記遡及した資格喪失処理は有効なものとは認められず、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、38万円と訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C工場から同社D工場に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、E健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和28年8月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和28年6月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和28年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月13日

平成16年12月13日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。

社会保険庁(当時)の記録において、同日の賞与に係る記録が漏れていると思うので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持していた賞与明細書の保険料控除額から27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和58年7月11日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月中旬ごろから同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和58年7月中旬ごろに入社し、B社に吸収合併された後の同年9月まで継続して勤務した。厚生年金保険料の控除が記載されている給与支給明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支給明細書の記載並びに事務担当者及び同僚の陳述から、申立人が昭和58年7月11日から同年8月1日までの期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合

には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月6日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B支店から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社会保険カード、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和45年5月6日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、同社では、申立人について、「異動日にはC支店が適用事業所となっておらず、B支店における資格喪失手続を誤った」としており、また、申立人と同時期にほかの同社支店から同社C支店に異動した者は、同社C支店が適用事業

所となるまでは、異動前の支店において厚生年金保険に加入していることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、申立期間については、同社B支店において被保険者であったと考えるのが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和45年5月6日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年5月20日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社D支店から同社C支店へ転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社発行の職歴証明書、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和25年5月20日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年1月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月24日から同年2月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社D支店から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和41年1月24日にA社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B社の人事記録には、昭和41年1月24日に同社C支店への異動が発令された記録とともに、同年2月5日に同支店のE職に配属された旨の記録があり、また、この配属日である同年2月5日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、B社から子会社のA社に異動し、すぐに同社の子会社であるC社に異動した時期であり、同社のグループ会社に継続して勤務した。厚生年金保険料の控除が記載されている申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、B社提出の「常用労働者年令別一覧表」及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もC社に継続して勤務し(昭和48年4月1日にB社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年7月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立期間と同様に同社が適用事業所となる以前の48年10月1日から54年7月1日までの期間については、申立人は、同社の親会社であるA社で厚生年金保

険に加入していたことから、申立期間についても、同社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えるのが相当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届、申立期間に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和48年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年3月1日）及び資格取得日（昭和36年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から36年1月1日まで

私は、昭和33年4月1日から36年3月13日までA社にC職として勤務していた。34年3月に同社D支店ができたことに伴い、同社本社から同社D支店に転勤したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社D支店での勤務期間のうち、同年3月1日から36年1月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和33年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年3月1日に資格を喪失後、36年1月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社提出の在籍証明書及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の同社在籍が確認できる同僚の陳述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「私は、申立人と同じC職としてA社に勤務しており、同社D支店ができた約1年後の昭和35年春ごろに同社本社から同社D支店に移った。同社本社及び同社D支店での申立人の業務内容及び勤務形態に変更は

無かったはずである」旨陳述している上、B社は、「当時、当社D支店に勤務していた社員の給与計算も本社で行っていた」旨回答しており、上記同僚のA社での厚生年金保険被保険者期間は、空白期間が無く連続していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年3月から35年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和30年2月24日から平成8年5月20日までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、昭和30年5月21日から同年7月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、C共済会提出の社員人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間を含めてA社に継続して勤務し(昭和30年7月1日にA社B部門から同社D部門に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門における昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月6日から同年7月14日まで

私は、昭和27年6月27日から平成8年8月3日までA社に継続して勤務していた。

社会保険事務所（当時）の記録では、昭和28年4月6日から同年7月14日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、私は、同年4月にA社C支店から同社B支店に異動し、当該期間はB支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A社提出の在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和28年4月6日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年7月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年8月1日に、同社における資格喪失日に係る記録を22年1月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、19年8月及び同年9月は130円、21年4月から同年12月までの期間は120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年8月1日から同年10月1日まで  
② 昭和21年4月24日から22年1月22日まで

私は、昭和4年4月5日から49年10月12日までC社D支店に勤務していたが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録を確認できない旨の回答を受けた。記録の無い期間は、戦中戦後の時期で社命によりA社B工場等に勤務した期間であり、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管するC社の「従業員養老生命保険証券」の採用日欄に昭和4年4月5日と記載されていること、及び同社D支店発行の退職証明書の退店日が49年10月12日と記載されていること、並びに申立人が保管する同社D支店の関連会社であるA社が発行した「命B工場E職」の辞令(昭和19年8月22日付け)、及びC社が発行した「F部門G駐在から、D店H職を命ずる」の辞令(昭和23年5月21日付け)から、申立人は、申立期間①及び②において、A社B工場及びC社D支店に在籍していたことが推認できる。

また、C社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得した後、同年8月1日に同資格を喪失しているが、備考欄に「轉勤」のゴム印が確認でき、同名簿で同年5月1日

に同資格を喪失して「轉勤」のゴム印が確認できるほかの1名の従業員は、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で同年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、C社は申立人について、「籍はどこにあったか不明であるが、C社及び同社の関連会社間の異動であり、継続して勤務していたであろうと思われる」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和19年10月の社会保険事務所の記録から130円とすることが妥当であり、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B工場における21年3月の社会保険事務所の記録から120円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年5月23日、資格喪失日は28年5月12日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年5月から同年7月までの期間は4,500円、同年8月は5,000円、同年9月から28年4月までの期間は4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月1日から26年5月23日までの期間及び28年5月12日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を25年10月1日に、資格喪失日に係る記録を28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、25年10月から26年4月までの期間は4,500円、28年5月は4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月1日から26年5月23日まで  
② 昭和26年5月23日から28年5月12日まで  
③ 昭和28年5月12日から同年6月1日まで

私は、昭和24年6月から31年8月まで、B社で継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、25年10月1日から28年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤めていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、B社の同族会社であるA社に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が一致し同一姓で同音名(D氏)の者が、昭和26年5月23日に厚生年金保険の資格を取得し、28年5月12日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の陳述及び同僚の証言から申立人が申立期間②において申立てに係る事業所において継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人が、昭和28年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているA社C工場(法人化後の事業所名)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の記号番号欄には、A社で払い出された記号番号と同じ番号が記載され、後に別の記号番号に訂正されていることが確認でき、加えて、同名簿の被保険者氏名欄には、「D氏」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和26年5月23日、資格喪失日は28年5月12日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の未統合となっている申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録から、昭和26年5月から同年7月までの期間は4,500円、同年8月は5,000円、同年9月から28年4月までの期間は4,000円とすることが必要である。

申立期間①及び③については、申立人の陳述及びA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で同社に勤務したことが確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間にB社及びA社C工場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社は、昭和25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社C工場は、28年6月1日に新規適用事業所となっているが、上記のとおり、事業主は、申立期間②において、申立人を同族会社であるA社で厚生年金保険に加入させていたことが確認できる。

さらに、申立人は、「昇給等を除いて、当時の給与手取り額に変化は無かった」と陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年5月の社会保険事務所の記録から4,500円とし、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社における28年4月の社会保険事務所の記録から4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和46年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年10月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B工場へ転勤した際の標準報酬月額が転勤前より減額されている。同社も誤りを認めているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届から、申立人は申立期間において、オンライン記録による標準報酬月額を上回る報酬が支給されていたことが推認できる。

また、A社は、オンライン記録による標準報酬月額（28万円）について、「本来報酬に含めるべき手当等が算入されていなかった。転勤の前後で、申立人の職務内容等に大きな変化は無く、同じ保険料額を控除していた可能性がある」と回答していることから、オンライン記録による標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人のA社における平成2年5月の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録から、38万円となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は標準報酬月額を28万円と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 5714

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社提出の給与台帳において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社提出の給与台帳において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、32万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社提出の給与台帳において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、32万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、11万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社提出の給与台帳において確認できる保険料控除額から判断すると、申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、11万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月20日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の給与台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与台帳により、申立人は、平成18年8月20日に支給された賞与において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年8月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年5月までの期間、44年6月から46年10月までの期間及び平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から43年5月まで  
② 昭和44年6月から46年10月まで  
③ 平成6年10月

私の国民年金の加入手続及び保険料納付はすべて妻が行っていた。

申立期間①については、私たちは昭和43年11月に結婚したが、結婚前の40年4月ごろから一緒に暮らし始めたので、妻が保険料を納付していたと思う。

申立期間②については、昭和44年\*月に長男が生まれたが、そのころに近所の方々から勧められ、無理をして保険料を納付した記憶がある。

申立期間③については、妻が納付済みである一方、私に納付記録が無いが、妻が自分の保険料のみ納付するとは考えられない。

申立期間①、②及び③に係る保険料納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③のいずれの国民年金保険料についても納付していたはずである旨申し立てている。

しかし、申立人に係るオンライン記録をみると、いずれの申立期間も国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の確認を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、いずれの申立期間についても保険料納付に直接関与していないほか、当時、申立人の保険料納付を担っていたとする妻は、納付書によ

り保険料を納付していた旨陳述しているところ、申立期間①及び②については当時居住していたA市における保険料収納制度（集金人に対する納付）と符合しない上、納付場所、納付時期など具体的な納付状況については記憶していない旨陳述していることから、申立期間当時の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から2年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から2年12月まで

平成元年2月、私が病気のために会社を退職した直後、母がA市役所で厚生年金保険から国民年金への変更手続を行ったとき、職員から免除手続をとるように指示されたので、その通りに手続を済ませた。6か月後に免除の承認も受けている。その後も継続して免除手続を行っており、申立期間を含む元年3月から8年3月までの期間及び同年6月から10年7月までの期間は免除期間になっているはずである。

なお、申立期間当時、私はB病院に入院中であり、このような扱いをされたことに非常に憤りを感じている。申立期間が免除期間であると認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間は、A市の職員の指示に従って保険料の免除手続を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は、平成3年2月8日にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の加入状況からも、同年2月ごろに加入手続を行ったことが推定でき、国民年金加入手続時点において、申立期間の保険料をさかのぼって免除申請することはできない。

また、オンライン記録をみると、申立人の申立期間の保険料が免除された形跡は見当たらず、申立期間当時の保険料の免除申請手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っていたことから、オンライン記録に登録されないまま免除が承認されたとは考え難い。

さらに、申立期間直後の平成3年1月から同年3月までの免除についてみると、オンライン記録から同年2月22日に申請手続をした記録が確認できるところ、仮に申立期間の保険料が既に免除となっていた場合、平成2年度の申請免除の期間は平成2年4月から3年3月までとなっているはずであり、同年2月22日に同年1月から同年3月までの免除申請手続が行われていることは不自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による免除の可能性について、旧姓を含む別の読み方による氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿にも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から4年3月まで

私は、A市役所で国民年金について相談したところ、今までは未納が無いので、今後65歳まで保険料を納付すれば年金受給額の満額がもらえると言われ、65歳まで納付することにした。申立期間の保険料もB銀行C支店で、毎月納付していたので、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金について相談したところ、65歳まで保険料を納付すると年金受給額の満額がもらえるとの説明を受け、以後、平成元年7月から4年3月までの保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、オンライン記録をみると、申立人は、平成元年7月に国民年金被保険者資格を喪失した後、4年4月に再加入し、6年6月に資格を喪失するまでの保険料を納付しているが、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、任意加入手続を行った際、今後65歳まで保険料を納付すれば年金受給額の満額がもらえると言われたと陳述しているところ、オンライン記録から、申立人は、平成4年4月から6年5月までの保険料を納付することによって保険料納付月数が336か月となり国民年金受給額が満額となる必要年数を満たしていることが確認できる。このことから、申立人が年金受給額の説明を受け、任意加入により保険料を納付したとする陳述は、4年4月からの納付のことであると考えられる。

さらに、申立人が所持する所得税確定申告書(控)を見ると、申立期間に相当する期間の社会保険料控除額の記載が無いことから、申立期間の保険料は

納付していなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成3年3月までの期間及び5年10月から8年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から平成3年3月まで  
② 平成5年10月から8年6月まで

昭和62年6月に、私がA市役所の国民年金課の窓口で国民年金の加入手続をしたことを覚えている。

申立期間①当時は大学生、申立期間②当時は大学院生であり、国民年金の保険料を納付する義務が希薄だったが、父親は国民の義務及び法令の遵守に厳しく、「保険料はお父さんが出してあげるから、必ず納付しなさい」とたしなめられ、父親から保険料を借用書無しで現金でもらい、私自身がA市役所又はB社会保険事務所（当時）の窓口で国民年金保険料を納付しているはずである。また、申立期間②についても、私が手続をして保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は大学生であった昭和62年6月にA市役所の国民年金課の窓口で国民年金加入手続をし、申立期間①の保険料を納付しており、大学院生であった申立期間②の保険料も納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が平成3年4月1日であることが確認でき、申立期間①は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

次に、申立期間②について、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は平成3年4月1日に強制加入により国民年金被保険者資

格を取得し、4年7月20日に厚生年金保険加入のために被保険者資格を喪失しており、その後、被保険者資格を再取得したのは16年3月1日であることが確認でき、申立期間②は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

まだ娘が小さかった昭和43年にA市B町に転居した。転居先の隣人が国民年金に加入していたので、私たち夫婦もそろって加入した。以降、隣人と同じ集金人が自宅に来たので、私の保険料を定期的に集金人に納付した。

ねんきん特別便を見ると、納付期間が未納とされていたので、国民年金手帳を見たところ、資格取得日は昭和43年4月1日になっており、この資格取得日から納付したはずであり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和43年の転居後に、国民年金の加入手続を行って以降は、定期的に集金人に納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、A市B町在住中の昭和46年7月24日になされたものと推定できる。この点については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄が、昭和46年度から作成されている状況と整合している。この場合、手続時点においては、申立期間のうち、昭和44年3月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、43年に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。また、手続時点において、申立期間のうち、44年4月以降の保険料については、過年度納付は可能であったものの、その場合、定期的に集金人に納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は昭和47年1月4日に市内転居しているが、この転居に伴う国民年金に係る住所変更手続は、転居直後の同年1月6日になされていることが、申立人が所持する国民年金手帳から確認できる。さらに、申立期間に後続する昭和46年度の保険料は、この住所変更手続日以降に現年度納付している

ことが同様に確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人はA市B町在住中の昭和46年7月に国民年金に加入したものの、当初は保険料を納付せず、47年1月の市内転居直後から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年3月まで

昭和50年ごろ、国民年金に加入した。夫が53年4月に再就職をしたので、同年12月ごろにボーナスをもらった。そのボーナスを利用して、同年12月ごろから54年ごろまでに、市の出張所の窓口に行き、申立期間の保険料として約16万円を納付書によらず現金で、一括納付したはずである。年金記録を確認すると、一括納付した期間が未納とされていることが分かり納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月に夫が再就職し、同年12月ごろに支給されたボーナスを利用して、申立期間の保険料として、現金約16万円を市の出張所の窓口にて一括納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人とその夫の加入手続日を見ると、申立人が34歳、夫が40歳であった昭和50年12月27日になされていることが、市の被保険者名簿の記録から確認できる。

また、申立人とその夫の納付記録を見ると、加入手続年度である昭和50年4月からそろって現年度納付を開始するとともに、夫については、加入手続直後の同年12月29日に附則18条に基づく特例納付を活用して、60か月の保険料を<sup>そきゅう</sup>遡及納付していることが、市の被保険者名簿及び特殊台帳の記録から確認できる。この点については、申立人は、60歳到達時まで納付を継続すれば受給権確保が可能であったのに対し、加入時に既に40歳に達していた夫については、申立人と同様の納付を継続しても受給権に必要な期間が確保できなかったことから、行政側の勸奨を受けなされたものと考えられるとともに、この間の事情と錯誤している可能性も否定できない。

さらに、特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であり、市では、年金受給権確保の観点から納付勧奨を行っていた形跡が、当時の広報紙から確認できることから、申立人は勧奨対象者ではなく、特例納付に係る国庫金納付書を入手する際には、その意思を行政側に伝える必要があったと考えられるものの、申立人の納付書入手をめぐる記憶は定かではない。

加えて、申立人が一括納付を行ったとする時期は、附則4条に基づく特例納付は可能であったものの、申立期間の一括納付には67万円を超える原資が必要となり、申立人が納付したとする約16万円とは大きく異なる。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行うとともに、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年10月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年10月まで

私は、昭和36年4月の国民年金制度が発足した当初からは加入せずに、途中から加入して集金人に保険料を納付していた。

私に未納期間があることは承知していたが、新聞又は市の広報で未納がある人はさかのぼって納付することができることを知り、勤務している会社に借金して、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で、納付した記憶がある。

保険料は、1か月4,000円で、20万円ぐらい借金して納付した。借金は月賦で返済した。

申立期間の保険料を納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和41年12月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、39年10月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であった。

また、大正9年\*月生まれの申立人は、この国民年金手帳記号番号の払出以降、60歳に達するまで未納無く納付を継続しても受給権確保に必要な180か月の納付期間は確保できない状況であった。

一方、申立人の納付記録をみると、昭和40年11月から納付済みであることがオンライン記録から確認できる。この点については、少なくとも同年11月以降は加入手続以降にさかのぼって過年度納付（特例納付を含む）されたものと考えられるとともに、同年11月時点は申立人が60歳到達時に受給権確保に必

要な180か月ちょうどの納付済期間が確保できる時期と符合している。

これらの点を踏まえ、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であった状況に鑑<sup>かんが</sup>みると、申立人は、昭和41年12月に国民年金手帳記号番号の払い出しを受けたものの、当初は、過年度納付を行わず、第3回特例納付期間中（昭和53年7月から55年6月まで実施）に受給権確保の観点から40年11月までさかのぼって特例納付を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、また、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年11月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年11月まで

私たち夫婦は、昭和35年12月に結婚し、自営業を営んでいたが、支払いに関することはすべて夫がしており、国民年金保険料についても夫が集金人に納付していた。

国民年金の加入手続及び保険料の納付方法などについては分からないが、夫は支払いに遅れるようなことは一度も無く、納税についても税務署から表彰を受けるほど、とてもまじめできちょうめんな性格なので、国民年金保険料の納付について、滞納があることは考えられない。

申立期間の保険料は納付していると思いますので納付済みと認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、申立人の代理で納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和36年4月から保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期についてみると、当時同居していた申立人の弟妹3名を含め昭和36年3月31日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できるとともに、同払出簿には取消者が多数みられることから、職権適用によりなされたものと推定できる。

一方、申立人夫婦及び同一日に払い出された同居親族3名(A、B及びC)について、申立期間の納付記録をみると、B氏及びC氏は、昭和37年度の納付月数から判断して、申立人と同様に未納の記録であるものと推定できる。

また、A氏については、納付済みの記録となっているものの、これは昭和

50年12月に特例納付されたものであることが特殊台帳の記録から確認でき、当初は、申立人と同様に未納であった。

さらに、申立人の妻については、申立期間のうち、昭和37年6月以前は納付済みの記録となっているが、これは、結婚前のE市において、別の国民年金手帳記号番号の交付を受け、同市において納付されたものであることが同払出簿及び特殊台帳の記録から確認できるとともに、58年12月に現在の手帳記号番号に統合されていることが同台帳から確認できる。

加えて、納付記録の管理は被保険者ごとになされるものであり、行政側が申立人夫婦及び同居親族3名について、そろって事務処理を誤るとは考え難い。

これらのことを踏まえると、申立人夫婦及び同居親族3名（A、B及びC）は、昭和36年3月にD市において、職権適用により国民年金手帳記号番号の交付を受けたものの、申立人は、当初は保険料を納付せず、申立期間直後の37年12月から妻及び同居親族3名分を含め、同市において保険料納付を開始したと考えるのが相当である。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において同払出簿の内容をすべて確認したが、申立人には別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から63年1月までの期間及び同年8月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月から63年1月まで  
② 昭和63年8月から平成元年1月まで

具体的な時期は定かでは無いが、私がA社を退職した平成4年7月以降から住所を移転した8年8月までの期間において、当時、テレビ等で第3号被保険者のことが話題になっていたころ、私の年金のことが気になったので、区役所で年金記録を確認したところ、国民年金保険料に未納期間があることが判明した。

その時、窓口で未納期間の納付書を何枚か作成してもらい、以降は、毎月納付する保険料と併せて未納期間の保険料を一緒に納付してきた。

これらの納付が終わった際、区役所において、これで未納期間は無いと聞いていたのに、上記期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄を見ると、申立期間①以前の昭和60年5月21日に国民年金の資格を喪失した旨の記載が確認できるところ、その後の国民年金の資格の取得日及び喪失日については、それぞれ同一の筆跡と思われる文字で、申立期間①以後である63年8月5日に再取得するとともに、申立人がA社に就職した平成元年2月1日に喪失し、同会社を退職した4年7月4日に再取得していることがまとめて記載されている上、申立人が区役所で申立人の年金記録を確認した時期について、同会社を退職して以降と申し立てていることなどを踏まえると、昭和63年8月5日以降の資格の取得及び喪失の記録は、申立人が同会社を退職した平成4年7月以降に年金手帳に記載されたものとみるのが自然であり、これらの記載は申立人のオンラ

イン記録とも一致している。したがって、申立期間①は、記録上、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない上、これらの資格の取得及び喪失の記録が年金手帳にまとめて記載された時点において、申立期間②の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の納付記録をみると、平成5年4月以降の保険料をほぼ毎月現年度納付するのと併せて、申立人がA社を退職した4年7月から5年3月までの保険料を、同年8月から6年1月までの期間内に6回に分けて、毎月過年度納付しており、当時において時効にかからず納付が可能であつた未納期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、納付状況等について申立人の記憶と一致している上、申立人は、過去の未納保険料を現年度保険料と併せて納付していたのは一度だけであると陳述していることなどを踏まえると、申立人が納付したとする未納期間の保険料は、納付記録にある当該過年度保険料であつた可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間①及び②の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかつた。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から5年1月まで

平成5年1月又は同年2月ごろと思うが、妻が児童手当を申請するために保健所へ行ったところ、私が国民年金に加入していることも受給要件のひとつであると言われたので、妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その時、窓口の職員から、2年前までさかのぼって保険料を納付することができると聞かされ、2年前までの納付書を受け取るとともに、1年分の保険料を免除してもらったと妻から聞いている。

その後、妻がその納付書で保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年1月又は同年2月ごろ、申立人の妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、1年分の保険料を免除してもらった後、2年前までさかのぼって申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入状況等から、申立人の妻が加入手続を行ったとする時期の約2年後である平成7年3月ごろに加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人のオンライン記録をみると、申立期間直後の平成5年2月から6年3月までの1年2か月の保険料を、加入手続が行われたとみられる月の7年3月から同年5月までの期間内に4回に分けて、それぞれ2年の時効が完成する直前に過年度納付していることが確認できる上、当該過年度納付期間直後の6年4月から7年2月までの11か月間が申請免除期間となっており、加入

時期を除いて申立内容と符合していることなどを踏まえると、申立人の妻が2年前までさかのぼって納付したとする保険料は、当該過年度保険料であったものとみるのが自然である。

さらに、申立人の妻が、申立てどおり、申立期間の保険料をさかのぼって過年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から平成18年9月までの期間及び同年11月から20年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から平成18年9月まで  
② 平成18年11月から20年10月まで

昭和60年2月末に会社を退職し、同年3月ごろに、父が、私に代わって区役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

申立期間のうち、昭和60年3月から平成2年春ごろまでの保険料は、父が納付してくれていたはずと思う。

また、平成2年春に父が亡くなって以降の保険料納付については、詳しいことまでは覚えていない。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和60年2月末に会社を退職後、同年3月ごろ父が、国民年金の加入手続をしてくれたと申し立てている。

しかし、オンライン記録をみると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は無く、平成19年7月11日に基礎年金番号が付番された時点で、初めて、厚生年金保険被保険者資格の喪失時の昭和60年3月1日までさかのぼって、国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、この基礎年金番号付番時点において、申立期間のうち、平成17年5月以前の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録をみると、平成18年10月の国民年金保険料について、20年11月15日に過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、18年9月以前の保険料は、時効により納付することができなかつたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立人の父が他界するまでの国民年金保険料納付について直接関与しておらず、また、父の他界後における保険料の納付方法及び納付金額等についても、具体的な陳述が無く、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間は合計 283 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

昭和48年4月ごろに、区役所で国民年金の任意加入手続を行い、その後、夫の分の保険料と合わせて納付していた。

昭和57年ごろ、夫の収入が減り保険料の納付が困難になったため、私の分だけ免除申請を行った。

その際、免除された保険料は、10年以内なら追納できることを区役所職員から教えてもらった。

申立期間の保険料は、時期ははっきり覚えていないが、一度に追納することができなかつたので、3回に分割して6か月ずつ銀行の窓口で、納付書に現金を添えて追納した記憶がある。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年ごろ、国民年金保険料の免除申請を行い、その後、時期について、はっきりとは覚えていないが、申立期間の保険料について、3回に分けて銀行で追納したと申し立てている。

しかし、特殊台帳及びオンライン記録をみると、当初、昭和57年10月から60年3月までの30か月について申請免除期間とされていたものの、この間の59年10月1日に、夫が厚生年金保険へ加入したことにより、同日付けで強制加入被保険者から任意加入被保険者への資格種別変更処理が61年1月6日に行われた結果、当初の申請免除期間のうち、59年10月から60年3月までの6か月については任意加入期間となったため、当該期間については免除期間から未納期間に変更されていることが確認できる上、申立期間のうち、同年4月から61年3月までについては、オンライン記録上、申請免除の事跡は確認で

きない。

また、変更後の申請免除期間である昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料は、平成 4 年 7 月 31 日及び同年 12 月 10 日に追納した記録が確認され、この追納時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年4月ごろ、自営していた自宅に区役所の集金人が来て私と両親の3人分の加入手続をした。

当時、私は18歳であったが、国民年金手帳の生年月日が誤って記入された上、20歳からの加入とは知らなかったため、私と両親の3人分の保険料を集金人に納めていた。

申立期間の保険料を納めているはずなので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ自宅に集金人が訪れ、申立人と両親の3人分の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立期間のうち、昭和36年4月から37年12月までについては、国民年金未加入期間となっており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和39年10月27日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、38年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

さらに、区役所保存の国民年金被保険者名簿の検認記録を見ても、昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料を40年1月9日に納付したとの記録が最初で、それ以降の納付記録しか無く、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できない。

加えて、申立人の両親の納付記録をみても、昭和37年4月以降の納付記録

しか確認できず、36年4月から37年3月までは未納となっており、申立内容  
と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金  
手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び  
氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された  
ことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保  
険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から24年3月31日まで

私は、昭和19年10月にA社に入社し、24年\*月末に出産のため同社を退職したが、オンライン記録によれば、同社における厚生年金保険加入期間について、同年4月18日に脱退手当金を受給したことになる。

脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3週間後の昭和24年4月18日に支給決定されていることが確認できるほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金を支給したことを示す記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は支給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月5日から35年11月20日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、A社及びB社における加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

A社における厚生年金保険加入期間については、同社退職後に脱退手当金を受給したことは記憶しているが、B社における加入期間について脱退手当金の請求手続は行っておらず、受け取った覚えも無い。

申立期間については、脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたことになっているA社における厚生年金保険加入期間については、結婚退職した後、社会保険事務所に出向き脱退手当金を受け取ったとしているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は確認できないほか、同社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されていないことを踏まえると、この時期に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が昭和35年12月13日に変更されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が36年1月24日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に伴い変更処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の昭和35年12月21日付けで脱退手当金の算定のために必要と

なる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる上、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなないほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 6 日から 44 年 4 月 21 日まで

私は、A社に勤務していた昭和 43 年 4 月 6 日から 44 年 4 月 21 日までの期間、月平均して 6 万 5,000 円程度の給与を受け取っていた。

A社に勤務中、病気で 1 か月程度入院した際に傷病手当金を受給したが、給付金の額が 1 万 8,000 円（標準報酬月額に換算して 3 万円）と少なく、事業主と口論になった。その結果、事業主から社会保険事務所（当時）に対して標準報酬月額の訂正申告をすとの約束を取り付けたはずが、社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が当時の 3 万円のままとされている。

申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が申立期間の前後に勤務していたB社及びC社における標準報酬月額は 5 万 6,000 円又は 6 万円であることが確認でき、申立期間のみ半額となっていることは不自然で、オンライン記録上の標準報酬月額にかかわらず、申立人の申立期間における実際の支給総額が、その主張する額であった可能性は否定できない。

一方、申立人は、「給与は日給月給で支払われており、申立期間当時の同僚の給与については出勤日数、残業時間で差はあったものの、1 か月 1 万円程度の違いがあるかどうかだった」旨陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の取得日（昭和 43 年 4 月 6 日）前後の期間に被保険者資格を取得した同僚 20 人（男性のみ）の

標準報酬月額をみると、1万8,000円が2人、2万円が2人、2万6,000円が4人、3万円が10人、3万3,000円が1人、3万6,000円が1人となっており、申立人の標準報酬月額が、当時のほかの被保険者に比較して特に低く届け出られていた状況は認められない。なお、同社において申立期間当時、経理を担当していた者は、「当時、標準報酬月額をどのように決定していたかは記憶に無いが、現場の者は給与の手取額が多い方を望んでいた」旨陳述している。

また、申立人が、申立期間において事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料が、オンライン記録上の標準報酬月額ではなく、申立人の主張する標準報酬月額（当時の最高等級の6万円）に見合う額であったか否かについては、これを明らかにする給与明細書及び源泉徴収票等の提出がないことから確認できない。

このほか、申立人が、申立期間において、給与から支給額に応じた厚生年金保険料を控除されていた事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年4月6日まで

私は、A社の代表取締役として同社を経営していたが、平成8年6月から9年3月までの標準報酬月額が、自分の知らない間に59万円（当時の最高額）から20万円に引き下げられている。

申立期間中は85万円の報酬を受け取っており、厚生年金保険料も当該報酬に基づく額を控除されていた。当時の報酬額及び保険料控除額を証明できる賃金台帳も保管している。

申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支払額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成9年4月6日）から12日後の平成9年4月18日に、申立期間の全期間について遡<sup>そきゅう</sup>及して20万円に引き下げられているほか、当該遡及訂正は、8年10月1日の定時決定を超えて行われていることが認められる。

また、申立人が保管する賃金台帳によると、申立人は申立期間において、85万円の報酬を受け取っており、遡及訂正前の標準報酬月額（59万円）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は同社設立日（昭和52年10月1日）から解散（平成14年12月3日）まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「会社の業績が悪化したため、弁護士に相談し、会社を清算する目的で平成9年4月から同年11月にかけて任意整理した」旨陳述し

ているところ、任意整理時期は、申立てに係る遡及訂正処理の時期と重なっており、遡及訂正は当時進められていた会社清算手続の一環として債務削減のために実施されたと考えるのが相当である。

また申立人は、「自分の標準報酬月額が引き下げられていることは平成 20 年に社会保険事務所（当時）から知らされて初めて知った。当時、厚生年金保険料の滞納はなかったと思う。社会保険関係手続はすべて委託していた社会保険労務士に任せており、なぜこのような記録になっているのか分からない」旨陳述しているものの、申立人は、当時、A社の代表取締役として同社の清算に当たっていたことを踏まえると、社会保険事務所及び社会保険労務士が代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又、申立人の関与も無しに無断で標準報酬月額の遡及処理を行うことは考え難い。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和24年4月1日から勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同期入社である同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年3月1日であり、申立期間のうち、同日までは適用事業所ではない。

また、A社は、「新規適用日以前に、厚生年金保険に未加入の従業員から、保険料を控除することは考えられない」としている。

さらに、A社は、「当社作成の在職者名簿を見ると、新規適用当時は、営業所勤務の従業員については、本社勤務の者に比較して厚生年金保険への加入手続が遅れていたような形跡がある。その場合、加入するまでは保険料を控除していないと思う」としているところ、申立人はずっと営業所勤務で本社に勤務したことはないとしており、一方、申立人と同期入社の同僚は、申立期間当時は本社勤務であったとしており、前述の被保険者名簿において、同人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が勤務した営業所の上司及び同僚3人について、前述の被保険者名簿を見ると、A社における被保険者資格の取得日は、1人は同社が適用

事業所となった日から7か月後、1人は同17か月後であり、また、もう1人は昭和25年採用であるが26年8月1日に資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、A社では、同社が説明しているとおりに、営業所勤務の社員については、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日より遅れて厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から41年10月ごろまで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。昭和41年9月に「F職資格試験」に合格した後の同年10月ごろまで同社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は昭和59年に解散しており、申立期間当時の事業主等は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚4人のうち1人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその名前が記録されておらず、その他の3人は、同名簿に記録されているものの、申立人と当該3人の被保険者期間はおおむね符合していることから、申立期間における申立人の在職等を推認することはできない。

さらに、申立人は、その他の同僚の名前を記憶していないため、前述の被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有る38人のうち、住所が判明した18人に照会し、11人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

加えて、申立人は、A社でB業務に従事した場所を数か所記憶しているが、そのうち、C県D町のB業務については、同県の記録と同僚の陳述から、A社が携わった可能性のある期間は昭和28年ごろから30年ごろまでであると推認

され、申立人の被保険者記録とおおむね符合しており、2か所のB業務については、同僚の陳述からA社が請け負っていたことは推認されるが、確認できる期間は32年から33年までであり、また、その他の場所については、A社の関与及び期間を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立人と同一日の昭和29年7月1日に被保険者資格を取得した者が20人確認できるが、そのうち、申立人を含む18人が30年8月までに資格を喪失しており、29年12月26日に資格を喪失している同僚は、「C県D町のB業務からE県に戻ったころ、会社から、経営が苦しいので辞めてくれと言われて退職した」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与の額と異なる低い額になっていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与について、年収が500万円ないし600万円程度で、月額約45万円の給与を得ていたのに、社会保険事務所の標準報酬月額の記録はこれに見合うものとなっていないと申し立てている。

しかし、A社には申立期間の賃金台帳等の関連資料が残っていないため、申立期間に係る申立人の標準報酬月額等について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の事務担当者は、「申立人の給与からはその標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を控除しており、事務手続は適切に行っていた。申立人は営業職で、算定月における歩合給が低かったことにより、申立期間の標準報酬月額が低くなっているのではないか」と陳述している。

さらに、申立人が記憶している元従業員を含む申立期間にA社で厚生年金保険被保険者記録のある者17人に照会し、5人から回答があったが、自分の標準報酬月額の記録が事実と相違しているとしている者はいない。

加えて、社会保険事務所の記録に、標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正等、不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月から 46 年 5 月まで  
② 昭和 46 年 5 月から 47 年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、A社で、申立期間②については、H社で、それぞれ勤務した。

いずれの期間についても、勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、B社(現在は、C社)に派遣され、D職として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を保管しておらず、派遣先であったとするC社も、「申立期間当時、A社と取引があったことは確認できるが、申立人に係る記録は確認できない」としていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある者 15 人に照会し、9 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人は、「A社の採用面接はE市内のF地区にあった同社社屋で受けた」としているところ、A社は、「当社は社屋をF地区に置いたことはない。また、申立期間当時、当社で厚生年金保険に加入させていたのは、G業務

に従事する正社員及び事務職員で、D職は、当社社員ではなく派遣会社の社員であったと思われる」としている。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険及び厚生年金基金の加入記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②について、申立人は、H社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、H社は、「当社保管の資料では、旧姓も含め申立人の在籍記録は無い」としている。

また、H社の社会保険事務を行っていた社会保険労務士は、「H社は3支店を一括適用しており、正社員について適用漏れは無いはずである。加入記録が無いということは、パート又はアルバイトであったのではないか」としている。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある者12人に照会し、6人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

加えて、申立人は、「H社のI市内の支店で勤務していた」としているところ、H社は、「当社はI市内に支店を置いたことはない」としている。

また、申立人のH社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の人事資料等を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除等は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者期間の有る元従業員 15 人に照会し 6 人から回答を得たが、そのうち 2 人は、「A社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、試用期間があった」と陳述しているところ、当該 6 人が記憶している入社時期と前述の被保険者名簿に記録されている被保険者資格の取得日を比較すると、いずれの者も、入社後 3 か月から 18 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月ごろから平成 9 年 3 月ごろまで  
私は、A社に昭和 59 年 3 月ごろから平成 9 年 3 月ごろまで勤務したが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
申立期間は当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社での業務内容を具体的に陳述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業主欄をみると、申立人が記憶している事業主の氏名が確認できることから判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、オンライン記録及び雇用保険の記録をみると、申立人は、申立期間中の昭和 63 年 10 月 27 日から同年 11 月 11 日までの期間はB社において、また、平成 3 年 10 月 1 日から同年 10 月 7 日までの期間はC社において、それぞれ厚生年金保険及び雇用保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人は、「A社に入社したのはC社を退職した後である」とも陳述していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 59 年 3 月ごろから平成 3 年 10 月 6 日までの期間についてはA社において勤務していなかったものと考えられる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は昭和 59 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同社が適用事業所ではない期間に当たる。

また、A社の事業主の所在は不明である上、申立人が名前を挙げた同僚は、

いずれも同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者としての記録が無く、これらの者に申立人の同社における厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらないほか、上記被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月30日から31年1月ごろまで  
私は、A社で約2年間勤務した。しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では昭和29年3月から同社で厚生年金保険に加入したこととなっており、また、同社を退職したのは冬の寒い時期であった記憶がある。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が昭和29年6月30日になっているが、同社では約2年間勤務したので、申立期間も同社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和39年9月にB社と商号変更し、平成元年1月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、B社の元事業主からも「当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務実態について確認することができない」旨の回答があり、申立人の申立期間における在職をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同僚を抽出し、連絡先の判明した11名に文書照会を行ったところ、回答の得られた同僚からは、「私は昭和30年4月から事務員として勤務したが、申立人のことは記憶にない」旨の陳述があったことから、申立期間中の昭和30年4月時点では申立人が在職していなかったことも考えられる。

さらに、上記のB社の元事業主も「申立期間当時の資料は保存していないため、申立人の申立期間における保険料控除は不明」と回答しているほか、上記回答の得られた同僚も、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び

保険料控除は不明としており、申立人の申立期間における保険料控除についても確認することができない。

一方、上記被保険者名簿を見ると、申立人が名前を挙げた2名の同僚のうち、1名の記録は確認できないことから判断すると、A社では、必ずしも勤務していたすべての期間について厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人の記憶は定かではない上、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 40 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は義兄の経営するA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、事業主の氏名は記憶していたものの連絡先は不明であり、同僚の氏名は記憶していないため、これらの者から、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料控除について明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月から22年6月1日まで  
② 昭和23年6月1日から26年12月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

申立期間①は、A区にあったB社で勤務した。

申立期間②は、昭和22年6月1日から26年12月ごろまでC社で勤務したのに、厚生年金保険の加入記録は、23年6月1日までの1年間しかない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で、商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が、同僚であったと記憶する者は、申立人を記憶しているものの、申立人の在職時期までは記憶しておらず、また、申立人が4年間も勤務していたことはないと陳述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に

加入記録の有る元従業員に照会し、9人から回答を得たが、そのうち7人は申立人を記憶しておらず、2人は申立人を記憶しているものの勤務期間までは記憶していないことから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認できない。

加えて、C社の人事記録等を引き継いでいるD社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、厚生年金保険料控除の状況は不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 25 日から 37 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した昭和 34 年 3 月 25 日から 37 年 3 月 25 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

夫とは、A社で知り合い結婚したが、夫には同社での厚生年金保険の加入記録がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人は申立期間において、A社(現在は、B社)で勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚が、申立人の仕事はC業務であったとしているところ、申立人と同じC業務に従事していたとする同僚も、入社時ではなく、申立人と同じ昭和 37 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の同僚は、「姉は自分の前にA社でC業務に従事していた」と陳述しているところ、その姉は、同社で被保険者となっていない。

これらのことから、事業主は、C業務に従事していた従業員については、昭和 37 年 3 月 1 日の前日までは厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

さらに、B社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立期間における申立人からの保険料控除の状況は不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年から 40 年まで  
② 昭和 46 年 8 月から 48 年 2 月まで  
③ 昭和 49 年から 50 年まで  
④ 昭和 63 年から平成 2 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①は、A社で1年半ぐらいの期間勤務した。

申立期間②は、B社で約1年間C職として勤務し、同社を退職後半年ほどしてから、同社の事業主が経営していたD社に入社し、こちらでは3か月程度勤務した。また、E市F区にあったG社でも勤務し、同社がE市H区に移転して少し後に退職した。B社とG社のどちらが先に勤務したかは分からない。

申立期間③は、I社で勤務した。

申立期間④は、J社及びK社で勤務したが、雇用主は同じであった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人がA社の所在地として記憶している場所に現存するビルの所有者が、同ビルの以前の所有者はL社であったと陳述しているところ、L社も厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

加えて、L社は、申立期間当時の事情は不明であるとしており、申立人は事業主及び同僚等の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間②について、申立人は、B社、D社及びG社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

このうち、B社については、元事業主の妻は、社名はM社であったとし、商業登記簿ではN社と登記されているところ、いずれの名称についても、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、B社の同僚を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務等は確認できない。

次に、申立人は、B社退職から半年後に、同社の事業主が経営していたD社に入社し3か月程度勤務したと申し立てている。

しかし、D社は、「昭和47年以降の記録は保存しているが、申立人の在籍等は確認できない」としている上、同社の事務担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していない従業員は多数いた」と陳述している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会しても、申立人を記憶している者はおらず、前述の元事業主の妻は申立人を記憶していたが、勤務期間までは覚えていないとしている。

一方、G社については、元従業員の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、G社は、昭和46年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、47年12月1日に再度適用事業所になっていることから、申立期間のうち、同年12月1日の前日までは適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主の妻が、「G社は、昭和46年4月ごろにO社と合併したが、同年9月又は同年10月ごろに再び独立し、同年11月ごろにはE市F区から同市H区へ移転した」と陳述しているところ、G社において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和46年3月21日に資格を喪失している元従業員13人について、その後の厚生年金保険加入状況をみると、11人が同年4月1日にO社で被保険者資格を取得しているが、申立期間の始期に当たる同年8月31日には、これら11人全員が再び資格を喪失していることが確認できる。さらに、このうち1人は、申立期間とおおむね符合する同年8月から47年11月までの期間について、国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人は、「E市F区にあったG社で勤務したが、O社という社名は記憶に無い。また、G社がE市H区へ移転して少し後に退職した」と陳述していることから、申立人は、G社がO社から独立した昭和46年9月以降にG社に入社し、同年11月に同社がE市H区に移転してその後再び適用事業所と

なる47年12月1日までに退職したと考えられる。

申立期間③について、申立人は、I社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、I社では厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料も控除されていなかったと陳述している。

また、申立人が勤務していたとするI社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、I社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

申立期間④について、申立人は、J社及びK社（現在は、P社）で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、J社は、「申立期間当時の人事記録等は保存しているが、そこに申立人の記録は無い。申立期間当時、当社では、Q職を直接雇用することはなかった。Q職を雇用していたのは協力会社（下請会社）だと思われる」としており、申立人も、「雇用主は、J社という社名ではなかったかも知れない」と陳述している。

また、P社も、「当社には、申立人を雇用した記録は無い」としている。

これらから、申立人が勤務した事業所は、J社及びK社の下請事業所であったことが考えられるが、申立人は雇用されていた事業所の名称及び所在地を記憶していない。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入していたと陳述している上、申立人が当時同じ仕事をしていたとする同僚は、同人についての申立人の記憶から、厚生年金保険の適用対象外である日雇特例被保険者（健康保険）であったとみられる。

また、申立期間①、②、③及び④のすべての期間について、申立人の雇用保険加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答をもらった。

A社にはパートタイマーとして入社し、入社後1か月間程度は短時間の勤務であったが、その後は午前9時から午後5時まで勤務した。仕事は、同社でただ一人の事務員であり、給与事務及び社会保険関係事務も担当していた。

昭和49年4月からA社に勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月1日から50年1月26日までの期間に、A社の関連会社であるB社において厚生年金保険の被保険者記録が有るところ、当時、B社から名義貸しを依頼されたことがあると陳述していることから判断して、少なくとも申立人が49年12月以降はA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和52年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料は保存されておらず、元事業主は、申立人の申立期間における保険料控除は不明であるとしている。

また、申立人はパートタイマーとして入社したとしているところ、元事業主は、「パートタイマーの従業員は厚生年金保険に加入させておらず、正社員に変更する際に加入させることとしていた」と陳述しており、複数の従業員も同様の陳述をしている。

さらに、元事業主は、申立人について、「パートタイマーとして入社したので、当初は厚生年金保険に加入させていなかったが、いつから正社員にしたか

は分からない」と陳述しており、申立人自身も、正社員になった時期を覚えていない。

加えて、元事業主及び申立人自身も、給与事務及び社会保険事務を担当していたのは申立人であったと陳述しているが、申立人は、申立期間当時の自身の保険料控除についての記憶は曖昧である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 7 月まで  
高校卒業後、A社の事業主の知り合いであった叔父の紹介により同社での就職が決まったが、その前にB社に行ってほしいと叔父から言われた。C市D地区付近にあった同社で3か月ほど勤務し、E業務を行っていた。従業員は私を含めて4人から5人であった。このときの厚生年金保険の加入記録が無いので納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 4 月にB社に入社し、同年 7 月まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、B社はオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、また、申立人が陳述している同社の所在地を管轄する法務局において、法人登記簿を確認したが、同社の記録は見当たらないため、同社の事業主等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除についての確認ができない。

さらに、類似名称であるF県G市のH社について、申立人は同社からI職がよく来ていたと陳述しているが、申立人及び申立人が記憶している同僚の記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらず、同名簿に記録がある被保険者のうち、申立期間において同社に在籍している者は、申立人及び申立人が記憶している同僚を覚えていないと陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月ごろから 40 年 4 月ごろまで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和 39 年 9 月ごろから 40 年 4 月ごろまで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び申立人の弟である元従業員の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 14 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除を確認することはできない。

また、A社の元事業主及び申立期間当時の事務担当者は、「原則として社員全員を厚生年金保険に加入させていたが、厚生年金保険に加入したくないという者については加入させていなかった」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 22 日から同年 9 月 20 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社発行の在籍証明書のとおり、申立期間も同社に継続して勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書から、申立人が申立期間に同社のB職として勤務したことが認められる。

しかし、事業主及び複数の同僚は、B職の給与は日払いであり、厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述しており、申立人も申立期間はB職であったため、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと陳述している。

また、雇用保険の記録は、申立人がB職であった期間の加入記録は見当たらず、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年12月31日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店にパートとして勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたのは、間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店にパートとして勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間当時の当該事業所における上司及び同僚の氏名を記憶していないため、オンライン記録により、申立期間当時の複数の同僚36人を抽出調査し、8人から回答を得られたが、申立人の在籍を記憶している同僚はおらず、これらの者からは申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

また、上記同僚全員には申立期間においてC厚生年金基金の加入記録が確認できるものの、申立人の加入記録は無い。

さらに、A社は、既に廃業しており、破産管財人が保管していた同社作成の健康保険厚生年金保険等の取得及び喪失のリストにおいても申立期間に係る申立人の記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 14 日から 57 年 10 月 1 日まで  
私は、A社（現在は、B社）に昭和 45 年 4 月の創立以来、現在まで継続して勤務しているのに、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人に係る外国人登録原票の住所記録によると、申立人は、少なくとも申立期間中の昭和 52 年 10 月 14 日から 55 年 7 月 21 日までの期間は、事業主である妹及び前事業主であった父と同一住所に居住していたことが確認できるところ、申立てに係る事業所のような個人事業所の場合、事業主と同居している家族従業員については、原則として社会保険に加入できない取扱いとされていることから、申立人が事業主と同居していた期間（昭和 52 年 10 月 14 日から 55 年 7 月 21 日まで）については、被保険者ではなかったと考えられる。

また、上記同僚は、「一緒に仕事をしていた記憶は確かだが、社会保険の加入については定かでない」と回答しているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録があり、所在が判明した同僚二人を抽出調査したものの、回答は得られず、これらの同僚からは申立人の申立期間における保険料控除を確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人はA社において昭和 51 年 10 月 14 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記載が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点もう

かがえない。また、57年10月1日付けでB社において別の厚生年金保険被保険者記号番号で被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、その時点においては事業主とは別に居住していたことが確認できる。

加えて、B社は、「申立期間当時の担当者は死亡しているため、申立人の申立期間に係る保険料の控除及び保険料の納付は不明」と回答しているほか、上記被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、オンライン記録において、申立人の通称名を含め氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 53 年 3 月 20 日まで  
私は、昭和 49 年 3 月に代表取締役としてA社を設立した。間もなく、B区にあった社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の適用事業所としての加入手続に行ったのに、受け付けてもらえなかった。設立当初からの加入ができなかったのは国の責任なので、私と従業員の分の厚生年金保険料を支払うので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の社員名簿によると、申立人の同社における採用日は、昭和 49 年 3 月 27 日となっていることから、申立人が申立期間当時、同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「A社は、申立期間において厚生年金保険に加入できなかったため、事業主として厚生年金保険料を控除していなかったし、納付もしていなかった」と陳述している。

また、オンライン記録では、A社が適用事業所となったのは昭和 53 年 3 月 20 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間の国民年金保険料については現年度納付をしていることが確認できる。

なお、申立人は、「社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての加入手続に行ったのに、受け付けてもらえなかった」と申し立てしているところ、管轄社会保険事務所に当時の資料は残されていないため、当該事実については確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 20 日から 40 年 10 月 30 日まで

私は、申立期間においてA社に住み込みの正社員として勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないため、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の給与明細書には、控除額が赤字で記入されており、食費、健康保険料、厚生年金保険料等と一緒に給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB市C区に所在していたA社に勤務していたと申し立てているところ、申立期間当時の住宅地図を見ると、申立てどおりの場所に同社が確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、類似の事業所名を含め検索を行ったが、B市D区に所在していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、管轄法務局において、A社の各種法人格による検索を行ったが、商業登記の記録は無い上、管轄労働局において、同社の労災保険及び雇用保険の加入記録は無く、事業主とその親族及び同僚の連絡先も不明であることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び申立人が厚生年金保険料等の控除額が赤字で記入されていたとする給与明細書については確認することができなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた6人の同僚について、オンライン記録において、厚生年金保険の加入についての調査を行ったものの、同一事業所での加入記録を持つ者は見当たらなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 6 日から同年 9 月 2 日まで

私の夫は、A社B事業所に昭和 20 年 9 月まで勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、同年 1 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。

当時の辞令等を提出するので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めて欲しい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した辞令等によると、昭和 19 年 6 月 1 日付け、20 年 4 月 1 日付け、同年 9 月 1 日付けで、A社が書類を発行していることから、申立人が申立期間において同社に在職していたことが確認できる。

しかし、申立人の妻は、「夫は昭和 19 年にC国のD地区に単身赴任したが、翌 20 年のお正月に家族 4 人でD地区に行くこととなった。終戦で同年 9 月 5 日ごろに帰国した。単身赴任中の給料は国内でもらっていたと思うが、D地区に行ってから現地で受け取っていた」としている。

また、厚生年金保険法の適用範囲は内地に限られており、D地区事務所のあつるC国は同法の対象となっていないことなどから、申立人一家がC国に渡つた段階で、事業主が社会保険事務所の記録どおりの申立人に係る資格喪失届を提出し、保険料を控除していなかったと考えるのが相当である。

さらに、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 20 年 1 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録とも一致していることが確認でき

る。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から44年11月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与額と異なっていた。特に昭和38年から44年にかけては、10数万円あった月収が5分の2ないし3分の1程度の低い標準報酬月額として記録されている。保険料の控除額は覚えていないが、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と異なっていると申し立てしているところ、申立人は申立期間に係る給与明細書等の資料を保管していないため、申立期間当時の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人が主張する標準報酬月額は、すべての申立期間にわたって、当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の最高等級額を上回っており、その金額は、申立期間当時、申立人の上司であった者の標準報酬月額を超える金額となっているが、当該上司は、「私は、A社在籍中に社会保険事務所に対して標準報酬月額の調査を依頼したが、記録されていた標準報酬月額を特に不審に思わなかった。当時、同社のB工場は、C職の上にD職、E職及びF職の役職があったが、C職の給与がE職及びF職を大幅に上回るようなことはなかったのではないかと思う」と陳述している。

さらに、申立人は、「昭和42年度は、残業代が付かなかったのでD職と同じぐらいの給与額であった」と陳述しているところ、オンライン記録では、同時期において、申立人が記憶するD職であった同僚と申立人の標準報酬月額が

一致していることが確認できる。

以上の事情から、A社は、従業員の給与から、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を継続して控除していたものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月 21 日から 50 年 9 月 16 日まで  
② 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 8 月 1 日から 55 年 11 月 4 日まで  
④ 昭和 57 年 12 月 11 日から 59 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)で被保険者記録を確認したところ、A社で勤務した期間に係る船員保険の標準報酬月額が、実際の給与支払金額に見合う額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(船員保険を含む)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人の申立期間①、②、③及び④における船員保険の標準報酬月額については、A社が保管する「船員保険被保険者名簿」により、申立人が昭和 48 年 12 月 21 日に同社において被保険者資格を取得した時期から 61 年 7 月 21 日に同資格を喪失するまでの期間において、同名簿に記載されている申立人に係る標準報酬月額は、改定時期を含めて、オンライン記録とすべて一致していることが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間①、②、③及び④の全部又は一部の期間に同社で船員保険の被保険者であって、申立人と同じ職種

(B職)で、申立人のオンライン記録による標準報酬月額に近接した標準報酬月額の記録を有する複数の同僚に対して、同社における給与支払金額及び船員保険料控除額が記された書類の保管状況について照会したところ、回答のあった同僚から、申立期間①、②、③及び④の全部又は一部のそれぞれの期間について同社における給与支給明細書又は源泉徴収票の提出があり、そこから確認できる船員保険料の金額は、オンライン記録による標準報酬月額を用いて算出した船員保険料の金額と一致又は下回っていることが確認できる。

上記の事情から、申立人についても、申立期間①、②、③及び④において、オンライン記録による標準報酬月額を用いて算出した船員保険料を上回る金額で事業主により保険料控除があったとは考え難い。

さらに、A社では、申立期間①、②、③及び④において、申立人に対して、毎月支払っていた給与金額及びその際に給与から控除していた船員保険料の金額が確認できる資料については、「何も残されていない」と回答しており、申立人の同社における保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月 4 日から 57 年 12 月 11 日まで  
社会保険事務所(当時)で被保険者記録を確認したところ、A社で勤務した期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支払金額に見合う額よりも低く記録されているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の全部又は一部の期間に同社で厚生年金保険の被保険者であって、申立人のオンライン記録による標準報酬月額と近接した標準報酬月額の記録を有する複数の同僚に対して、同社における給与支払金額及び社会保険料控除額が記された書類の保管状況について照会したところ、回答のあった複数の同僚から、申立期間の全部又は一部の期間について源泉徴収票の提出があり、そこから確認できる社会保険料の金額は、オンライン記録による標準報酬月額を用いて算出した社会保険料の金額を下回っていることが確認できる。

上記の事情から、申立人についても、申立期間において、オンライン記録による標準報酬月額を用いて算出した社会保険料を上回る金額で保険料控除があったとは考え難い。

また、A社では、申立期間において、申立人に対して、毎月支払っていた給与金額及びその際に給与から控除していた厚生年金保険料の金額が確認できる資料については、「何も残されていない」と回答しており、申立人の会社における保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月8日から29年5月1日まで  
社会保険事務所(当時)にA社での厚生年金保険の加入状況について照会したところ、資格取得日が昭和29年5月1日となっていた。しかし、同社に入社したのは28年6月8日と記憶しており、29年5月28日まで勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に勤務していたとする同僚の陳述により、時期は明確でないものの、申立人が申立期間当時に同社B事業所に勤務していたことが推認できる。しかし、A社は、昭和55年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料は無く、事業主等も連絡先不明のため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時にA社B事業所にC職として在籍していたとする同僚は、同社への入社時期は昭和27年2月と陳述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同氏は、同年12月1日に被保険者資格を取得しており、約10か月遅れて被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和27年7月20日に被保険者資格を取得している申立人と同職種の従業員は、同社に26年4月に入社したと陳述しており、約1年4か月遅れて被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社では、申立人が記憶している同僚を含めて、上記のほか複数の従業員が、その陳述内容及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の

記録から、入社したとする時期から約6か月ないし約4年3か月遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、A社では、申立期間当時、従業員を一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月ごろから 60 年 8 月ごろまで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務が確認できる表彰状があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA団体の表彰状(昭和 51 年 2 月 24 日発行)及び元事業主の証言から、勤務期間を特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所においても雇用保険の適用事業所としての記録は無い。

さらに、元事業主は、「正社員は2名であったため、厚生年金保険の適用事業所になっていなかった」と証言しており(厚生年金保険における適用事業所について、5人未満の法人事業所に適用されるようになったのは、申立期間後の昭和 61 年 4 月以降である。)、同氏は、昭和 36 年 4 月から平成 4 年 2 月まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が記憶していた複数の同僚についても、連絡先が不明であることから、これらの者から申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、健康保険の加入についても明確な記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。